

# 山梨県公報

第四十九号

令和元年

十一月十四日

木曜日

## 目次

告示

- 家畜伝染病の発生……………三五七
- 道路の区域変更……………三五七
- 道路の供用開始……………三五七

公告

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………三五七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三五八
- 一般競争入札について……………三五八

## 告示

### 山梨県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和元年十一月十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和元年十一月五日

### 山梨県告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和元年十二月五日まで一般の縦覧に供

する。

令和元年十一月十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 精進湖畔線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		(敷地の幅員) (メートル)	(延) (メートル)
	旧	新		
南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠五二一 番三〇地先から 南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠五二一 番三四地先まで	一四・四〇 三九・九	三一・八〇 五七・一	六六・八	六六・八

### 山梨県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和元年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延 (メートル)	供用開始の 期日
県道	韮崎昇仙峡線	甲斐市上福沢字孫目五三六番 一地从先から 甲斐市上福沢字孫目五四四番 一地从先まで	八〇・〇	令和元年十一月十四日

## 公告

●土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

令和元年十一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 組合の名称 上野原市上野原駅南土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十六年度から令和元年度まで
- 三 施行地区 上野原市大字新田字篠久保、字川井田、字稲干場、字腰巻及び字清水の各一部
- 四 事業所の所在地 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十七年三月二十三日
- 六 変更認可の年月日 令和元年十一月七日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
令和元年十一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市春日居町別田字一本榎二百十番一から二百十番十一まで、二百十三番三、二百十四番一、二百十四番四及び二百十四番九から二百十四番三十まで、道並びに水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市東光寺一丁目四番十号 株式会社ハヤノ通商 代表取締役 早野潔

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年十一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 調達をする物品等の名称及び数量
  - (一) 名称 FA実習システム
  - (二) 数量 一式
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限 令和二年三月三十一日
- 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
  - 1 次のいずれにも該当しない者であること。
    - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
    - (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者
    - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
    - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
    - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
  - 2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - 3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができ、別記事項が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「機械・鋼材」又は「理化学機器」に係る登録を受けている者であること。

#### 四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和元年十一月二十二日（金）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇―八五〇―一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三三―一三九五）

#### 五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和元年十一月二十一日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から令和元年十一月二十一日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和元年十一月二十日（水）午後五時までに六8(三)に掲げる問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和元年十二月二十四日（火）午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないこと。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三三―一三九五）

#### ※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: FA training equipment

(1 set)

2 Date and time for tender: 11:00 AM December 24, 2019

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi

Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan

TEL 055-2231395

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番